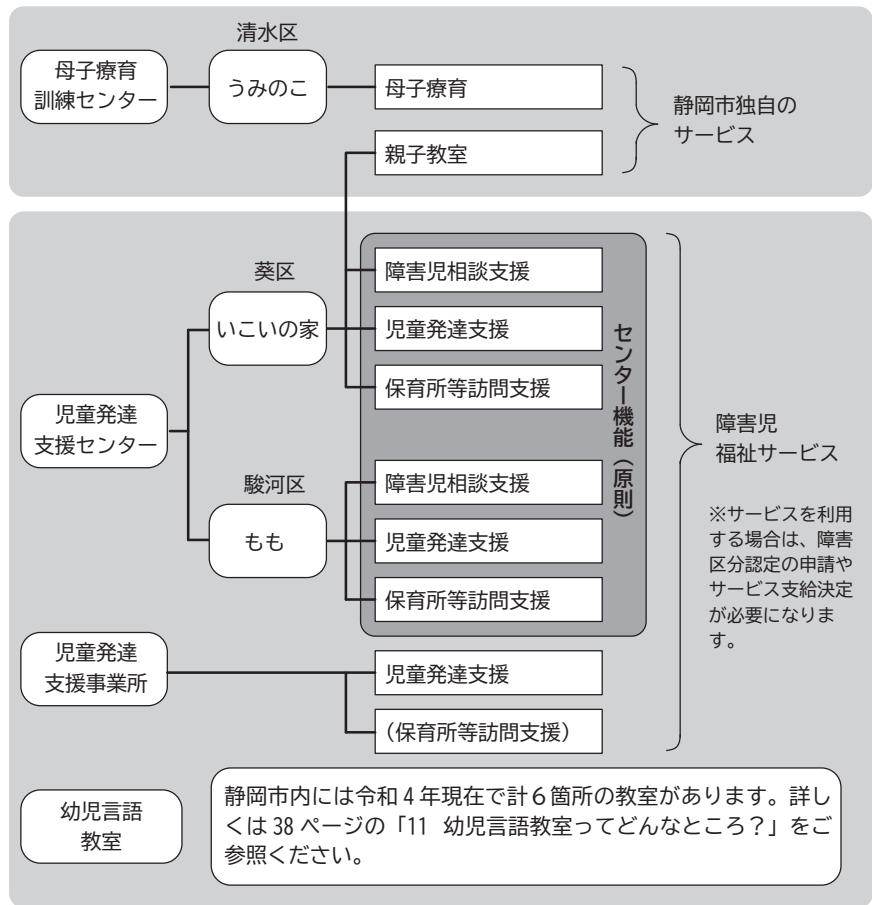


## 06 静岡市の早期発達支援体制

診断がついているお子さんは、所定の手続きを行うと「障害児福祉サービス」を受けることができます。

診断がつかなくても利用できるサービスとしては、「うみのこセンター母子療育」や「いこいの家親子教室」があります。また、静岡市には言葉の遅のある就学前のお子さんを対象とした「幼児言語教室」もあります。詳しくは24ページの「07 児童発達支援事業所とは」以降をご覧ください。



### COLUMN

#### 「療育」「発達支援」て何？



以前は「療育」というと「病院で行う粗大運動・微細運動・言語などの訓練」を指すことが多かったのですが、現在ではそれに加えて「児童発達支援センターまたは事業所」で行うものも指しています。

平成26年に厚生労働省で行われた「第3回障害児支援の在り方に関する検討会」で「全国児童発達支援協議会」から『療育』という言葉より、『発達支援』という言葉を使用してほしい」という意見が出されました。その後、「児童発達支援事業所」の整備が進み、「発達支援」という言葉が使われることが多くなってきました。

「発達支援」には「本人だけでなく、家族や園なども含めた支援」が含まれます。「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」の中には、園への訪問をしてくれるところもあります。「児童発達支援」については24ページの「07 児童発達支援事業所とは」をご覧ください。

障害児発児発達福祉支サ援センター・児童発達支援事業所は、「障害児福祉サービス」の一つです。障害児福祉サービスを使うには、利用したい事業所を探して体験・見学をすると同時に、利用に必要な書類を書いてもらうために、実際利用する事業所とは別に「指定障害児相談支援事業所（通称：計画相談支援事業所）」にも相談する必要があります。

詳しくは下のチラシ（令和4年度静岡市障害者自立支援協議会子ども部会作成）の1ページ目をご覧いただき、利用の手順をご確認ください。本冊子24・25、48ページもご参照ください。サービスを提供する事業所や計画相談支援事業所を探す際は2ページ目の「障害福祉サービス事業所検索「WAMNET」や「障害福祉サービス事業所一覧」を参考にしてください。

<https://www.shssc.jp/images/293.pdf>

一緒に赤ちゃんのことを考えています！ 一緒に子育てをしていきましょう！

●計画相談へつなげなに？

① 相談 高齢児者又は障害者は計画相談室に相談名します。

② 申請 障害児相談支援事業所にて、あなたの生活や障害の状況について相談面接を行ないます。

③ 計画・決定 計画の策定とともに各障害児相談支援事業所が、利活用の状況などを考慮に入れた計画相談支援計画(案)を作成し、各家庭に提出します。

④ 書類作成 各区窓口へ提出

⑤ 認定・通知 障害児相談支援事業所が、利活用の状況などを考慮に入れた計画相談支援計画(案)を算出し、各家庭に提出します。

⑥ 福祉サービス提供事業者と契約 ハーフィスル開始

●静岡市障害児相談窓口について

●特別支援教育センターについて

●特別支援学校HP

QR codes linking to various websites.